## 事業実施・助成ガイドライン細則4「申請にかかる措置」 要領6申請書類一覧

## 1. 申請書類

- (1) 事業計画書(書式あり)
- (2) 予算設計書(書式あり)
- (3) 参考資料(人役詳細、執行体制詳細、派遣スケジュール)(書式あり) 派遣スケジュールは、初動対応期、および事務局の求めがあった場合に提出
- (4) 事業地地図(書式なし)事業地、近隣の都市の位置などを示したものを提出。
- (5) (継続事業の場合)前期事業の成果(書式なし)
- (6) 添付資料: 事業計画書、予算設計書を補完する資料(書式なし)
  - 建築・土木関連事業:標準図面、見積書、工程表、統計図

## 【留意点】

-標準図面:平面図、立面図、断面図、配電・配水図、仕様書(品質の規定。当該国の特記 ある場合のみ)

-見積書:3者見積もりの添付が望ましい。

-工程表:工事全体の組み合わせがわかる群管理型が望ましい。

-統計図:配置図。施設の要領、施設の能力、パイプロ径の記載があるもの

- 当該国の建設関連法規の有無の確認が必要。ある場合は要点抜粋の添付が望ましい。

• 給水施設事業:統計図

## 【留意点】

- -給水施設の場合、基礎データ(水量、水質、水源等)、機器図(カタログ等)の添付が望ましい。
- •物資配布事業:配布物明細
- ・その他、写真など、必要に応じた添付資料
- 2. 初動調査・緊急初動調査申請書類
  - (1) 初動調査申請書(書式あり)
  - (2) 初動調査予算設計書(書式あり)
  - (3) 事業地地図(書式なし)事業地、近隣の都市の位置などを示したものを提出。
- \*本附則は、2014年度第4回常任委員会の議決により改正し、2014年7月18日より施行する。 \*本附則は、2016年度第6回常任委員会の議決により改正し、2016年9月26日より施行する。